

調査方針及び調査方法について（案）

【調査方針】

今回の実態調査は、まず東日本大震災における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の全体像を把握するため、調査票による調査を被災地の消防本部及び危険物施設関係者等に対して行う。

調査は、承認された仮貯蔵・仮取扱いのみならず、消防法第 10 条第 1 項の許可の範囲内で行われた応急措置や、仮貯蔵・仮取扱いの承認に至らなかったニーズの段階のものも可能な限り把握する。（別紙「調査項目（案）」参照）

その後、上記の調査票による調査を踏まえ、代表的な事例を持つ消防機関、事業所等に関する詳細ヒヤリング調査を行い、実態調査を補足する。

【調査方法】

1 調査票による調査

- ・調査票を被災地の消防本部及び危険物施設関係者等あてに送付し、記入してもらう。
- ・記入済みの調査票について、消防庁へ送付してもらい、集計等を実施する。

2 詳細ヒヤリング調査

- ・調査票による調査結果などを踏まえ、必要に応じて実施する。
- ・調査は、現地の消防本部や危険物施設関係者等の協力を得て実施する。

調査項目（案）

1 被災地の消防本部を対象とした調査

【調査対象】 被災地域を中心とした消防本部

(1) 仮貯蔵・仮取扱い承認の実態

- ・ 承認を受けた事業者等の名称、業態等
- ・ 貯蔵・取扱い場所の住所及び概要
- ・ 危険物の品名、量（指定数量の倍数）
- ・ 期間（再承認等を行った場合はその合計）
- ・ 貯蔵・取扱いの内容
- ・ 管理の方法（安全確保のための措置）の概要
- ・ 火災、事故が発生した場合はその概要
- ・ その他特記事項（実施に当たって困難等があった場合はその詳細）
 - ※ 事業者から相談があったが仮貯蔵・仮取扱いの承認に至らなかった事例があれば、当該事案について同様の内容（及び承認されなかった理由）を調査

(2) 仮貯蔵・仮取扱い制度についての問題意識、要望等の有無及びその内容

2 被災地の危険物施設関係者等を対象とした調査

【調査対象】 被災地域を中心とした危険物施設等の関係者（含む関係団体）

(1) 仮貯蔵・仮取扱い承認の実態

- ・ 承認を受けた事業者等の名称、業態等
- ・ 承認を受けた仮貯蔵・仮取扱いの概要及びその実施理由
- ・ 火災、事故（ヒヤリハット事例等を含む）が発生した場合はその概要
- ・ その他特記事項（実施に当たって困難等があった場合はその詳細）
 - ※ 内部で検討を行ったが仮貯蔵・仮取扱いの申請に至らなかった事例があれば、当該事案について同様の内容（及び申請に至らなかった理由）を調査

(2) 仮貯蔵・仮取扱い制度についての問題意識、要望等の有無及びその内容

※ 検討会資料においては、個別の事業者名等が特定されない形で整理することを想定。